

第五回 參議院農林委員會會議錄 第十七号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午前
十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○油糧配給公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(柳見義男君) 只今から農林委員會を開きます。本日は最初に油糧配給公團法の一部を改正する法律案を議題にいたします。先ず池田農林政務次官から提案理由の御説明を伺います。池田政務次官。

○政府委員(池田宇右衛門君) 「油糧配給公團法の一部を改正する法律案」の提案理由を御説明申し上げます。

油糧配給公團の基本金は設立当初一千万円とされ現在に至つておりますが、油糧の生産並びに輸入数量の増加、價格の値上り等の理由のために取扱金額が大幅に増大し、貿易廳に対する輸入代金支拂いも円滑でなく資金操作に困難を來すようになつて参りました。

ところが公團に対する復金庫庫よりの金融も漸次引しめられるようになりまして、ます／＼事業運営が窮屈になつておりますので、これを打開するために基本金を十五億円増額し十五億一千万円にすることとしたのであります。この増加額の算定基礎としては、最近六ヶ月の油糧配給公團の貿易廳に対する油糧輸入代金の未拂額が月平均約十五億四程度であります。

で、貿易廳に対する輸入代金の支拂を円滑にすることを目的としてこの金額が算出されたものであり、又これに対する財源としましては、本年度予算に政府出資金として計上されております。

尙公團の整理統合に関する法案が近く上提されることとなつておりますが、基本金の増額は急を要することであり、取敢えず右と切離して御審議願ひたいのであります。各委員におかれましては慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

○板野勝次君 政務次官にお尋ねしますが、運営上十五億一千万円にしなれば運営がつかないという事情について御説明願ひたい。

○政府委員(池田宇右衛門君) 提案の理由に申上げた通り、金融の円滑を図る上から、油糧は御承知のごとく輸入物資でありますから、輸入代金の未拂額が月平均十五億にも達するような程度になつたのであります。これを拂うにはやはり十五億という金額に對しては、十五億ぐらゐ増額をして置かなかつたならば、支拂することができない。それでなければ一時借入れなければならぬ。政府は御決定を願つておつてこそ借入或いはそれ／＼の金融の方法もあることであるのであります。現在ただ一千万円程度であつては、こゝろ大きな金額と相成りましたときに、支拂上困難を來すので、こゝに急遽提案いたしました。油糧公團

の今日現存しておる間はやはりそれぞれ運営上支障ならしめるような方途を講ずるのが今日の建前だと思ひまして提案いたしました次第であります。すから何とぞお願いいたす次第であります。

○板野勝次君 これはやはり十五億一千万円というところ、これは國民の税金負担になつて取上げて、そうして政府資金の形でここに出しておるわけですね。税金負担なんですか。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今お尋ねの通り税金負担にいたすということに相成つております。

○藤野繁雄君 この理由からよつて見ますと、未拂代金が月平均十五億程度である。こゝろふうなことではありますが、輸入するところのものは食糧公團の食糧も輸入しておりますし、肥料も輸入しておりますので、肥料及び食糧の輸入に対する関係公團の増資はしないで油糧公團のみ増額させなかつたかやできないかという理由を先ずお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(三浦參郎君) 主食の方は御存じの通り非常に大きな政府の特別会計でありまして、食糧証券その他の発行ができるように私存じております。そういう関係で内部が比較的うまく行く、こゝろこゝろだと思ひます。それから肥料の場合は、油糧に比しますと國內産のものが多いため、油糧に比しますと比較的少い資金で済むのじやないかと思ひます。事情は大体肥料と似ておりますけれども、油糧の方

は非常に金額も大きいので、政府出資と認められる、こゝろこゝろになつておるのであります。

○藤野繁雄君 油糧の分は輸入金額が大いといふことではあります。果して然りといたしましたならば、肥料の輸入金額と油糧の輸入金額の最近における数字的の説明をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(三浦參郎君) 私今手許に肥料の輸入金額の方をちよつと持ち合せておりませんので、比較につきましては又別にお答えいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 運轉資金に困るからといふことであつたならば、どの公團でも同様で困つておるのであります。特にお油糧公團のみに基本金を増さずして、運轉資金としては適當な方法で借入のできないことはないのではなからうか、こゝろ考えますが、借入の方法がないから絶対的に基本金の増額によらなくちやできないという理由があつたらば、その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(三浦參郎君) お話の通り他にいろいろ資金を拵える途はあるわけなのでございます。原則といたしましては、公團が復興金融庫から借入れてそれで支弁をするということになつておりました。設立以來復金からの借入れでできる限り賄つておつたのでありますけれども、御存じの通り公團に対する復金の資金の枠といふものが非常に小さく、従つてお話上

げておりますように、月多いときは十五億程度の支拂残が残つて來る、こゝろこゝろになつて、今日に至つておるわけでありまして、それに今後復金の融資は非常に困難になりますし、差当り市中銀行、その他の方法による融通の途といふもの、どがつかない状態でありまして、こゝろこゝろ残額を何とか処理しなくちやならないことから政府の出資金という方法によつてこれを解決したい。こゝろこゝろになつて参つたわけでありまして。

○藤野繁雄君 只今の説明によりまして、十五億増額するが、この増額の金といふものは輸入代金の支拂に使用するのであつて、その他には絶対的に使用できないといふことになりまして、或いは公團のいろいろ設備をするのについては更に資金を要するのだから、その一部分は設備資金にも流用しようといふお考えであるか、この点お尋ねしたいと思つております。

○政府委員(三浦參郎君) 公團は建前として御存知の通り特別の設備についての支出は認められておりませんので、勿論さういふ方面に使うということも考えておりません。これは手算十五億という支拂の尻を如何に決済するかということが認められる金額でありますので、この法案が通りましたならば、勿論これは主として貿易廳に対する決済に充てる、こゝろこゝろになると思ひます。

○北村一男君 油糧配給公團はまあ他の食料品公團に併合されるというよう

なことを聞いておりますが、これは十五億円を出資なさるという事は、將來獨立してやつて行かれるという前提であります。それともやはり合併するが過渡的に要するというお考えでありますか。それから將來食料品配給公園と併合した場合、やはりこの出資そのままで持つて行かれるのであります。従つて食料品配給公園の出資とこれが合されて新しい公園の出資金となるのであります。その見通しをちよつと……

○政府委員(三堀参郎君) 油糧公園は將來別に獨立するといふつもりは勿論持つておりませんので、今回政府で決定を見ました法案につきましても、油借と食料と一緒に食品公園といふことで近く御審議を願う手筈になつております。そうしてその際には十五億一千万円の出資金はそのまま食料品の四千万円を合しまして、十五億五千万円という政府出資金を以て新たな食品公園を作つて行く、こゝういふ予定になつておるのであります。そうしてこの十五億は貿易廳との支拂に充てられるいわゆる運轉資金になるわけでありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○板野勝次君 只今の答弁に関連する問題ですが、油糧配給公園の取扱つてゐる物資のうち食糧公園の方へ入りますと、例えば石炭その他であります。工業用原料が、油糧配給公園の取扱物資の約五十%程度占めてゐるやうに聞いておるのであります。そうすると機械的に政府はこゝういふ機構の簡素化整理という名前に隠れて、却つてそゝういふ工業用原料を取扱う内容を持つてゐるものでも食料品の方へ入れて

來るといふことになる、非常に分野が違つて來るので、無理な吸収合併といふことになりはしないか、そゝういふ点を心配するのですが、ちよつとこの問題の範圍を越えませうけれども、この機会に承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(三堀参郎君) 現在油糧公園は油糧を扱つておりまして、油糧なるものは勿論油の形にありますが、これは食糧であり、これが工業用であるといふ區別はできませんので、全部いわゆる油糧といひまして、或いは油脂原料といひまして、食料原料も工業用原料も扱ひわけなものであります。その意味において一元化されておりますが、それはたとへ今度新らしい食品公園に統合せられましても、やはり續いて行くわけなものであります。その意味で今御指摘のように、食品公園といふ名前が妥當かどうかといふ問題はあろうかと思ひますけれども、一つの公園として仕事を續けて行くといふ意味におきましては、そゝういふことをすることは不都合でもありませんし、むしろ妥當なんではないかと思ひのであります。

○委員(長瀬義男君) 加賀さん何か御質問ですか。

○加賀操君 ちよつと速記を……

○委員(長瀬義男君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(長瀬義男君) 速記を始めて下さい。

○加賀操君 いろ／＼お聞きしました。が、実は油をとる方面におきまして、いろ／＼面倒な規定があるやうですが、一例をとつて見ますと、農家が原料を生産しまして、それを協同組合なら

協同組合へ持つて行つて搾油する場合に、一應ルートを非常に面倒になつてゐるわけですが、一例をとつて見れば、集荷人になつておる協同組合は、搾油することができない、こゝういふふうな、いろ／＼面倒な規定があるのです。が、搾油業者と一緒に、十六原則に従つて區別なくこれを指定するといふわけに行きませんでしょうか。

○政府委員(三堀参郎君) その点につきましては、いろ／＼御意見のある点であらうと思ひますし、又それ／＼關係の向きからの陳情も受けておりますけれども、規則を作ります際にいろ／＼審議をいたしました結果、又対指令部との關係等におきまして、現在のやうになつておるわけなものであります。御了承願ひたいと思ひます。

○池田恒雄君 この基本金といふのは、これはどういふものでしょうか。どこから持つて來るのでしょうか、この十五億といふのは。

○政府委員(三堀参郎君) これは予算面、こゝでも先程提案理由でも、政府出資金として計上されておるわけなものであります。そうして、それを政府が油糧公園に拂込む、こゝういふ恰好になります。

○池田恒雄君 そろそろと、油糧公園といふのは商賣をやるわけですね、ですから儲かるわけですね。これはやはり利息を拂ひますか、政府といふか、出資者に対して。

○政府委員(三堀参郎君) 政府に対しては利息は拂ひません。これは政府機關でありますので、利息を拂うとか、配当するとかいふ關係は、昔の統制会社と違ひましてございせん。

○池田恒雄君 そろそろと油糧公園といふ奴は、一定の商賣をやつていながら、政府から借りた金には利息を拂わんでもいいと、つまり油糧公園といふのは、一應獨立採算といふやうな建前に立つておるんでしよう、そうするとこの場合は十五億といふ金は、今までの一千万円であつたのが十五億と殖えて、今までの一千万円が下つ端の切捨ててもいいやうなところにくつておるんでしよう、大分大きな飛躍だと思ふんです。つまり出資金だけ補助を受けるやうなもので、油糧公園は、そゝうしなければ油糧公園といふものの採算は立つて行かないんですか。

○政府委員(三堀参郎君) 油糧公園は商賣、いわゆる廣い意味におきましての商賣はやるわけなものであります。物を賣つて賣るわけなものであります。それから、やるわけなものであります。別段公園が儲けるというわけのものではないのであります。まあ現在今までのところでは、いわゆる交付金制度でやつておるわけなものであります。若し余剰があればこれは又全部國庫に返す、こゝういふことになつたので、いわゆる當利團體では全然ないわけなものであります。従つて儲けるとか儲けなといふ問題は起つて來ないわけなものであります。ただまあ今度一千万円のもの十五億一千万円に大幅に増額されました結果、十五億といふ金がいよいよ無利子で公園としては使えるといふ恰好になりますので、復興金庫から借りる場合よりも利子だけは樂になるといふことは勿論あると思ひます。ただ利子を拂つてはそれじや公園は赤字になるのかといふお話であります。

すけれども、利子を拂ひから公園が赤字になるという關係はございせん。今までは利子のある金を使つておつたのであります。が、そゝういふ關係はございせんけれども、今度こゝういふ無利子の金を使えば、公園としては経理が樂になりますので、余剰ができた場合に、政府に返す金が多くなると、こゝういふことに御承知を願ひたいと思ひます。

○池田恒雄君 これは予算です。に賣つてあるんでしようから、どういふことではないわけですが、併し若しこゝうなつてから……別に儲けるといつたつて、私の儲けるといふ言葉が悪いんですが、要するに掛かる経費は取つていわけですね、儲けのない程度においで。だからそゝういふ形で行くのか本當ですね。私はこゝういふ多くの金を使ひんじやなくて、金をやはり借りるなら借りるで銀行なら銀行から借りて、それによつて利息を拂つて、そゝうして經營を立つて行く、それだけの費用はやはりその事業過程において取るといふやうなのが公園の運営上としては健全なじやないかと思ひますが、そゝうでない公園といふ意味が、わざ／＼公園を作つたといふ意味が少しほけるのじやないかと思ひます。無利子の金を借りて、無利子といつたつていつ返すといふことでなくて、まるで昭電事件のごとく借りたものは賣つたものだといふみたないもので、そゝういふ氣持も經營者の中に起つて來るわけですか。決まつたことかも知れませんが、公園の設立されておる本當の精神からいつたらうまくなじやないでしようか。

○政府委員(三堀参郎君) 仰せの通り

に公團といたしましたは、運轉資金は原則といたしまして、金融機関から借りる。そうするとその金融機関は復興金庫なりという建前なんでありまして、従つて各公團とも当初におきましては基本金は非常に僅かでありまして、例へばその基本金は机でありますとか椅子でありますとか、そういう備品を買ふというより、極く少額の基本金に止まつておつたわけでありまして、ところが先程お話が出ておりますように、油糧公團といたしましては相当多額の輸入資金を要しまして、これを貿易應に拂わなければならぬという関係で貿易應に対する決済の未済が非常に沢山残つて、而も一方におきましては、復興金庫等からの借入金については枠があつて容易に拂えない。従つて十五億という多額の決済の未済が残りますので、それを解消する意味におきまして設立当初の考え方からいたしますと、やや外れて来たわけでありまして、これをどういう政府出資によりまして、貿易應との関係を決済して新たに出發したい、こういうことになるわけでありまして、

○池田恒雄君 余りいいことだとも思つておるわけでもないですね。
○政府委員(三堀参郎君) 復興金庫等からの借入れがスムーズに参りますれば、それがお話のごとく、いわゆる取引の筋ではあると思いますが、それ、それが非常に狭められますので、こういう方法になつたと、こういうふうには私は思ひます。
○池田恒雄君 復興金庫というものは、当てにしないでいいのじやないかと思ひます。若し独立採算という形においてやつて行くのならば、復興

金庫の金でなければならぬという考え方は少しおかしいのです。土台復興金庫というものは、甚だしいがわしい金庫である。そういうところの金を借りて運轉して行くということは、非常に経営者が不まじめじやないかと思ひます。本間に、借りたならば利息を拂わなければならぬ、返さなければならぬという責任の明確な、金を使つて経営というものはやつて行かなければならぬ、こゝろの思ひです。政府の機関のみが拂つても拂わなくてもいいような金を使つて事業をやる、つまり親方日の丸だということを我々海軍の兵隊は言つたのですが、正に官僚のやり方であつて、親方日の丸の下に予算をひつたつて、いろ／＼なことをやつて行くということになりはしないかと思ひます。

○政府委員(三堀参郎君) 復興金庫から金を借入れるということが公團の建前になつておりました、他の金融機関から金は借りられないわけでありまして、従つて各公團とも復興金庫一本に依存しておるわけでありまして、これは法律に定められた公團に対する一つの制約であります。それから復興金庫に對しましても勿論利息を拂つておるわけでありまして、他の金融機関から借りる場合と何ら結果は變つておりません。

○池田恒雄君 これは予算が確定しておることでもあり、法律もあることですから申上げませんが、先程油糧の御質問がありましたが、先程どなたからい、こゝろ言われたのですが、これはちよつと御了承願ひたいというのは無理じやないかと思ひますが、というの

は油糧をちよつとした協同組合とか個人なんかに委せておりませんね。委せておらんとすることは歩止りが悪いとか言つておりますけれども、そういうわけですか。歩止りから来るわけですか。

○政府委員(三堀参郎君) 協同組合で油糧事業を営めたいということではなく、協同組合にも、認めております。ただ割当をする際に全然腰だめで割当をするのはありませんので、油糧の歩止りその他の成績を基準にして割当を地方廳でやる。こゝろの思ひです。それから、その点は御了承願ひたいと思ひます。それから尙兼業関係で、一方で集荷をやれば油糧はできない、こゝろの思ひです。全然協同組合は油糧はできないという制限はありません。

○池田恒雄君 これは協同組合だけを指しておるのではなく、協同組合でも誰でも構はないが、油糧をやらせないといいのは、まあいろ／＼な規則がありまして、理由とするところは歩止りについての制限、こゝろの思ひです。心になつておるのですか。

○政府委員(三堀参郎君) やらせないというのではないのでありまして、今は企業は自由でありますから、誰でも油糧事業は自由に営めるわけでありまして、ただその原料の割当の基準を何に求めるかという問題であります。

○池田恒雄君 それは歩止りが中心なのでしよう。そうしますと、私はこれは非常に司令部の方の御指導なんかから分らないが、だいたひいたしまして、私は日本の農村の事情に即くしないと思ひます。といひますのは外國から入れて来る原料を主とする場合、これはそ

ういふ理窟もありましよう。併し百姓が作つておる菜種や豆なんかでやる場合は、私は適當に拂らせていいと思ひます。その結果は歩止りが少い場合もありましよう。併し今は機械も発達しまして、家庭でやつておるのでも相当歩止りの違ひのありますから、違ひという点に立つて、私は全体として考へたら、皆にやらせたら歩止りは少くなると思ひます。戦争中から最近まで特殊な人達にやらせる傾向があつて、小さなところ、変なところにやらせないといふようなことから、油になるべきものがならないで、或いは菜種を作つてもどうせ俺の家で搾れるわけでもないからと言つて作らない。そんなことでは私は全體的に集計して見たならば歩止りも少くなつておると思ひます、そうじやないでしようか。

○政府委員(三堀参郎君) 今我々の關係で問題になつておりますのは、一体非常に数の多いメーカーにどういふ基準で以て割当をし、自分自身も納得し、割当を受ける方でも納得が行くかどうかという問題でありまして、それには或る場合は能力を或るパーセント取り、それから又各工場は成績、勿論歩止りの比率というふうなものも大きなウェイトを占めております。さういふものに対してパーセントを與へ、又實際の成績なんかも取るというのでやつておるのであります。成るべく公平に客観的の基準を求めて割当をするといふことが、輸入原料といふ内地原料といふ、すべてを通じて行われていい基準ではなからうかと思ひかけてあります。従つて中央におきまして、大体の基準を求めまして、尙地方の事情に即して適當に審議會というふうな

機關を経てやつて呉れということを地方廳に教へ、各地方でやつておるわけでありまして、従つて大体公平に行つておると思ひます。尙今お話のような生産者の團體等に対する特別の關係につきましては、今までのい／＼御要望もありましたので、又それが却つて一面においては集荷を助け、従つて油の増産になるだらうという見地から、生産者の意向等も審議會において十分反映させるように地方廳に通牒を出して、今度そういう方法で進むようになっております。

○池田恒雄君 原料を作る人達が、自分で油糧を作ることが出来る途も開けておるわけでありまして、ただ油糧工場を設置した場合に、どれだけの割当があるかという問題であります。割当の際に生産者の意向を十分に反映させるように審議會においてやる。こゝろの思ひです。

○池田恒雄君 菜種や豆を作つておる一般の農民達は別に輸入原料を呉れたいといふことを言うのではない、自分の生産した原料を自分で油糧をして油をやりたい、尙且つ少しづつ自分でお金を食ひたいといふわけなのです。だから割当が来ても、その程度のことじやないですか。別に割当が来ても自分で作らないものを呉れろと言ふのじやない。

○政府委員(三堀参郎君) 問題は生産者が自分で菜種なり大豆なりを作つたものは一應供出させなければならぬのですから、供出されれば、これは油糧公團のものになります。それを更に今度は各工場に割当てて、油糧をさせ

るということになりますので、割当というものが一應問題になるわけであり、ただ自分で保有しているものについてはこれは別になります。供出するものについてはそういう嗜好を取らなければならぬので、割当というものが問題になるわけであり、

○池田恒雄君 その場合、割当は自然に下から決まってくるわけでしょう。つまりその村で工場を持てばその村の供出数量がその村の割当になるというように、外の村から俺の工場に豆を持つて来いというようにすることは、私はそういう場合は言わない。要するに共同で作っているんですから共同で出荷する、共同で供出するという限度において、そこに割当が自然に決まるのだと思うのですが。

○政府委員(三浦参郎君) その供出されたものが全部その生産者、いわゆる供出した生産者の作った組合の工場に行くかどうかということは、一應別の問題になるわけなのであります。ですから先程お話ししておりましたように、工場の能力、或いは品質その他を合せた成績等を基準にいたしまして、割当をしなければならぬということになります。ただその際に原料の集荷をよくする、促進するという意味において、生産者の意向が割当にも反映するように、というような方法を新たにやつて行きたい、こういうことなのであります。

○池田恒雄君 そういう技術上の問題を考へて、割当がどうこう、設備がどうだという考へ方は、私は自給生産というものの立たない工業の技術の問題だと思ふ。これは自由な市場から原料を仕入れて最も能率の高い方法で行く方がよい、こういう考へ方に基くと思ふ。

○池田恒雄君 今搾油の話をしました。が、搾油だけじゃなくて、その他製粉等いろいろな方面でやはり生産者個人個人が設備を持つておるか、持つておらないかじゃなくて、部落の農事団体とか協同組合あたりがそういう設備を

作ろうとしても、今の農林省なら農林省の方針に規制されて作つておらないのです。若し搾油ができるのだということになると、村の協同組合で設備をするとか、或いはもつと貧弱な程度の低い設備を部落で共同でやるとか、そういうことがどう／＼普及するわけなんです。ところが現在それが余り普及しておらん、或いは農家自身も自家用の搾油機を持たないというのには、それは農林省の方針がそれを抑制しておるのです。あんなものは簡単なもので大したものじゃない。手製のものなんかも使つておるのですから、そういうものは抑制されるわけなんです。そういうものは成る程設備としては能率が低いかも知らんが、そういう方法でやつて行つた場合、私はもつと／＼油が出るのじゃないか、そう考へるのですが……

○政府委員(三浦参郎君) 個々の農民が設備を持つとか、或いは個々でなくとも極く小規模な設備を方々に作るといふことは、一面において勿論利益はないとは言えないかも知れませんが、非常に設備には無駄が多くなつて、又そういう設備によつてやるといふことは恐らく闇であります。か、横流れの温床になる虞れが非常にあるわけなのであります。そういうロス、能率が悪いという点、いろいろな面から言ひまして、そういう非常に小さな規模のものにつきましては、我々は余り賛成しないわけなのであります。ただそれ以外には或る程度の設備機構を農民が持つ、生産者が持つといふことにつきましては、何ら規則はいたしてありません。むしろできる限りそういう面については積極的な援助も加えたいというの氣持も持つて

おるわけでありまして。

○委員(柳見義男君) ちよつと池田さんに申し上げますが、実は先程から大蔵省の監理第一課長の忠告が見えておりますので、途中ですけれども、その方を先にやつて頂いて、あとから又引續いてこの問題をやつて頂きたいと思ひます。それから御了承を得たいと思ひますが、監理第一課長の忠告は政府委員ではありませんが、説明員として発言を許しますから、どうぞ御質疑を願ひたいと思ひます。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(柳見義男君) 速記を始め

○池田恒雄君 農林省の農業経営課長で井上晴九という人がおるのです。これも課長ですから委員長の言う通り政府を代表する程偉い人だと私は考へておるのです。その方が或る税金の解説書ですが、農民の正しい税金の算出法というパンフレットがある、その中でつまり一つの限界を示しておるわけなんです。それをちよつと拾つて見ますと、一つは「税務署が「一反当り所得額〇〇〇円」という所得標準率を決定し、その率によつて各農家に記入させるような結果になつてゐるのです。税務署のこの方法は正確な調査や実情に基いた査定ではない。経費や収入に対して一律に決めてゐるので、不適正で不当な所得の査定となつてゐるやうな状態なのであります。それからもう一つは「税務署が用いてゐる計算方法と自主申告(簿記様式)との間に甚だしい差があります。つまり税務署の収入計算が實際収入より過大見積りをするという点であります。もう一つ、「この収入計算方

法こそ所得税法にいう「二十三年中に収入すべき金額」なのであります。収入すべきというところは二十三年中に物で收取されればそれでそのものは収入の中に含まれるというのではなく、二十三年中に収入すべき」と明確に規定されてゐるので、それは二十三年中に当然供出又は消費したものの貨幣換算を「収入すべき金額」と見積るべきなんです。即ち二十三年に生産した新米の消費したる分は、二十三年中に収入とはならないで、二十四年になつて収入となり、貨幣化され又は貨幣に見積られるわけです。従つて税務署のいう新米價に対する標準率は、來年度の所得に対する税金の前取りでありまして、まあこういう、これはパンフレットの中の大事な点をちよつと三つだけ申上げたのであります。こういうことを農林省の経営課長は言つておるわけなんです。そうしますと、このことがよい悪いは別といたしましてですね。大蔵省はこれとは違つた考へといふか、方法でですね、井上さんが指摘する通り違つた方法で、今税金を賦課して、井上さんの見解と大蔵省側の見解では税金の額には相當の開きが出て来るわけでありまして、それでですね。これは私がこういうことを書いたのならば、私は別に問題にしないのであります。が、農林省の経営課長がこういうことを書いておるものでありますから、経営課長といふものは大したものではない、我々といひましたものは、それで先ず経営課長といふものは農林省を代表しますから、この場合こういう問題についてはですね。大蔵省はこれをどういふふうに考へるか。こ

ういふことをお伺いしたいのであります。

○説明員(忠佐市君) 只今の御質問に對してお答え申し上げます。先ず第一点は、農家に対する所得税の課税をいたします場合に、一反歩当り幾らぐらゐの所得があるというやうな計算方法を取つて課税をしてゐる。この行き方についての御見解のようにならうと承ります。この問題につきましても、私共只今御指摘になりましたところの井上経営課長の御見解と別に根本的には変わらないと考へます。と申しますのは、申告納税制度に相成りまして、農家が各自の収入金額と、それから必要経費を計算いたしまして、そこに差額として所得が出て来る。この差額を個々の實際に合ふやうに計算をいたしまして、申告をするということができますれば、これは勿論問題はないわけでございますが、その際に、現在の農家の大多數の狀態を考へますと、收支の計算が帳簿その他によつてはつきりと出にくいと、かやうな狀況でございますので、さういふ場合におきましては、平均的に通常の農家でありまして、大体どのぐらゐの收穫があるか。通常の経費としてどのぐらゐの経費がかかるものか。それを供出その他の狀況を考へまして、普通あり触れた農家であれば、これぐらゐの所得になるだらうというやうな平均的な数字を一應想定いたしまして、それによつて課税をいたしておる次第でありまして、これは課税技術上から申しまして、現在においては必要であり、而も大体負担の点から考へまして、適當な結果を得ておるものと考へております。成る程農家の個々の事情が非常に違ひますので、杓子定

規の機械的な標準率では、個々の農家の實際の負担に相應しないというのが実情でございまして、その收穫が特別に多かつたり、或いは少かつたり、それから経費が特に多かつたり、少かつたりといった場合には、少くも個々の調整する方法を取つておりました。増減を加へるというのをいたす建前になつておりますので、標準率の扱い方の技術的な巧拙が税務署間において多少あるとは思ひますけれども、この点においては、現在の農家の實情から申しますと、税務署の考へておりました方針をいたしまして、これは御了解願へるものと考へてゐる次第でございまして、これにつきましては、経営課の方で、農家の簿記指導を一生懸命やつておられますので、この簿記指導が徹底いたしましたので、正確な記帳ができて参りますれば、その正確な記帳の結果に基いて所得の申告ができる。さういふことに相成りますれば、税務署の所得標準率は必要がなくなります。私共も所得標準率の必要性がなくなりますことが一日も早く來らんことを切望しておりますが、な次第でございまして、この点においては見解の相違はないものと考へております。要するに問題となりまして、一反歩当りの標準金額を何程と決める場合におきまして、その何程と決めた金額にあるのではないかと思ひます。その金額の点は後の方の御質問にありましますところの、この収入すべき金額の計算の仕方、税法の解釈の仕方であらうと思ひます。この点につきましては、從來農林省から御提案がございまして、いろいろ研究もいたしておる次第でございまして、根本的の考

え方といたしますれば、私共は現在考へておる方法、つまり御指摘に相成りましたやうに、或年、一月から十二月までの間に收穫された物の價格によつて農家の所得を計算するのが一番適當ではないかと考へております。その点は明治二十年に所得税法が施行されて以來、一貫してつておる方針でありまして、特に最近強く問題として取上げられましたのは、農産物の價格がインフレの影響を受けて、毎年毎年飛躍的に上ると、従つて農家におきましては、米作等につきましては、一年の終りの期間に收穫されたものを翌年に持ち越して消費をする、その消費の分量を前年の價格で計算すれば収入金が少くなるというので、この問題は具体的に取上げられたものと考へております。併し考へて見ますと、我が國の農家は申上げるまでもなく、機械化農業とか、大規模農業等が少いのでありまして、大体におきまして、家族農業というやうな小規模経営が多いと思ひます。従いまして、農家の田畑の耕作その他に投下されます労働力が、即ち所得になるといふやうなことを考へますと、生産物の價格が即ち所得の實體を現わすもの、かやうに考へた次第でございまして、その点はこの委員会でも申上げたことがあると記憶いたしておられますが、我々雇傭關係に立つております労働者は、賃金として金銭で對價を受取ります。ですからこれが所得の基本と相成ります。農家等におきましては、一年の勞力が結局、化して農産物となり、従いましてその農産物の價格にその年の農家の労働力に対する金銭的な評價が出て参る、従つて私共が一月から十二月まで

の傳給その他の収入によつて、課税を受けるのであれば、農家もその一年間の労働力に對して、金銭的な評價によつて納税をするというところが、これが負担の公平という面からいつて適當である、さういふ面から考へておる次第でございまして、で多少問題と相成りますのは、農家と營業者との價格の値上りの程度が同じであるか違ふかという問題でございまして、この点は概括的には營業者は仕入れと賣上げとの期間が短から、農家は一年間あるというところはないかという御見解が一部にあるやうに考へられておりますが、營業と申しましては商品の廻轉の關係には千差万別でございまして、一概に取上げるというわけには参りません。さやうな關係からいいたしまして、所得税法の現在の基礎控除、扶養控除、それから税率と申しますものが一應只今のやうな所得計算をいたすものと決めておりますので、私共は現在の解釈がよいのではなからうかという考へでありまして、特にこの点について改正するといふ意見は持つておりません。このことを農林省の方へも傳へいたしておるやうな次第でございまして、農家の負担といたしますれば相當大きな問題とは考へておりますので、十分研究はいたしておられますが、只今のところ結論は出ておらないやうな次第でございまして。

○池田恒雄君 そうすると第一点で申しますと、税務署が課税技術上、所得標準率というやうなものを作つて、税金を出してゐる、これは併しつまり課税技術上の、先程経営課長が申上げたやうな理由に基く便法としてやつておるものである、さういふふうに私は理解してよろしいのでございましてね。

○説明員(忠佐市君) さやうでございまして。

○池田恒雄君 それはさういふことにしまして、併しその結果として、それは便法として今日必要かも知れない。併しその結果として井上課長が指摘しておるやうに、不適正で、不當な所得の査定となつておるやうな狀態です。もう一つは、収入計算が實際収入に過大見積りをするという点であります。さういふ事實はあるかという点はお認めになれますか。

○説明員(忠佐市君) その点につきましては前段の不適當であり、不公平であるという問題につきましては、できるだけ實體に合ふやうな計算をするにと努めておりますと共に、機械的であつて、個々の農家に即しないという点につきましては、増減勘酌その他の調整方法がございしますので、これは實行上只今のやうな難点は相當緩和できるものと考へております。それから過大計算であるというものは、只今の收穫物を、どの年の所得に見るかという問題でございまして、この点は只今申上げた問題と考へます。尚過大計算から御指摘を受けております中には、経費の計算において非常に技術的問題でございまして、例えば減價償却の方法につきまして、それから肥料その他の計算につきまして問題を提供されてゐる面がございまして、大体その程度でございまして、これもいづれも税法の改革の点から、私共といたしましてはその改革に従ふものとして考へてお

ります。尙運用の面におきましては相当ゆとりのある、妥当性のある取扱をいたすつもりであります。例えば減価償却におきましても、現在の税法の考え方といたしましては取得価格を基礎といたしまして、減価償却をいたすというのが建前でございます。ところが戦前における農具その他の取得価格は非常に安く、現在は相当値上りいたしておる。従いまして、成るべく時價によつて償却額を計算しないと過大計算になるという御意見でございます。この点につきましては、只今問題になつております法人の固定資産の再評價の問題、その他の一連のインフレと税金の調整の問題でございます。この点については立法的に解決をすることが必要でございますが、実行面におきましても、成るべくその取得価格の認定等については、最近の時價が値上りいたしておるというのを相当加味して、只今問題になつております標準率を作る、かような心組で運用して参つておるような次第であります。

○池田恒雄君 それから先程の井上さんの言われた第三点でございますが、その点は大蔵省としては、井上さんの言うようなやり方ではなく、何と申しますか、收穫年次主義と申しますか、それでやつて行く方がいいという御見解、これは一應そういう見解を持たれることは自由なことでございますが、私が先程この質問を申し上げますとき第一に言うておつた通り、井上さんは、これは町の評論家じゃないのです。町の評論家がこういうことを書いたんなら私は質問をしない。これは農林省の経営課長です。これは重大だと思いま

す。一体農林省の経営課というものは、これは決して最近で上つた新店じゃないのです。これはちよつと年次忘れましたが、農林省が農業の経営及び生産費等についての調査を今日のよな形においてやり出したのは大正の十三年頃じゃないかと思う。その前から農林省は農事に關する統計をこれは明治の三四年頃から和綴の美濃紙みたいな本ができておる筈です。これは農林省がずつとやつておるわけですね。そういうものが大正の終り頃になつて今の経営課のものになつて続けられて來ている。こういうものなんですよ。そうしてここには子飼の職人というか、作業員がずつとおつて、そういう農業の経営やいろ／＼なことについて、調査されて來ておるわけですね。そういうところから出たところの一つのこれは答案だと思ふ。決してこれは井上氏が町の評論家として發明した議論ではないのだ。農林省が明治四年頃からこういうことをやつておつて、而もその政府機関としてですね。政策の基礎とすべく、政府の政策ですよ。民間の政党的政策じゃない。そういう政策の基礎として作るべくそういう調査をずつとやつて來ておるわけですね。且つこの井上さんという人の経歴を私は若干調べて見たのですが、この方は最近農林省に飛び込んだアプレ・ゲールではないのです。これは農林省の子飼の人なんです。大体農林省の方である筈です。而もここで育つた人です。それだからこれ以外の者は井上氏を悪く言うことになるか知らんが、職人だと思ひます。農林省以外の方は容易に持ち得ないと思ひます。そういう人がこういう見解を出したということを私は問

題とする。だから一体政府にはいろいろ機関がある。そうすると大蔵省にはこういう機関がない筈なんですよ。だから私は農業の政策の基礎となる調査というものはこの農林省の調査に基礎を置くべきもので、他の機関に基礎を置けないものだと思ふ。だから私は農林省のこういう結論というか、答案を、こういう機関の調査や経営を大蔵省は否定するかどうかというのを伺ひたい。問題は井上さんの理論が正しいかどうかというのを学問的知識は持つておられます、農林省がこういうことを言つたら、政府はこれを採用すべきじゃないか、他の機関の結論を採用すべきじゃないかではないかということとであります。

○説明員(忠佐市君) 非常にお答えにくい点がございしますが、農林省の経営課が只今のような担当事務につきまして、非常に御熱心に御研究をなさる、而もいろ／＼の結果を挙げておられることは私も認めております、井上課長ともしよつ中御付き合をいたしておりました、卓見をお持ちになり、而もこれを実行に移される手腕をお持ちになることも十分承知いたしておる次第でございますが、尙只今の國家行政事務の配分の点から申しますと、税法の点につきましては、私共がその解釈、運用についての一應の責任ある地位にあつて施行して参つておるということも考へておりますし、それから行政面につきまして、農林省が關係なさつておるということもございまして、この國會において定められました税法の趣旨、或いは解釈が如何ようであるかにつきましては、國會のおのづから御決定になる場合があり、それから

担当部局において解釈を一定するといふ場合があります。それから尙これに對する批判は官廳或いは民間として当然行われるので、只今お話の通りでございます。それから、これも非常に權威ある農林省において下した見解であるから、それを尊重するのが至当ではないかという趣旨に承りました次第でございますが、尙この点につきましては、十分に農林省の御意見を伺ひました上、それから只今申上げましたように明治二十年以來の税務の取扱につきまして、税法を如何ように立案し施行し、それから農家の負担を一般の國民の權衡において、どの程度に定めるかというような観点から私共が解釈いたしましたところによりまして、少くとも現在の税法が改正になりません。只今とつております方法を最も妥當とする、かような結論に達しておるような次第でございます。その結論に達するまでは農林省から御提案になりました御意見を十分に検討いたしました結果でございますので、非常に御趣旨に副いませんお答えのように考えますが、御了承願ひたいと思ひます。

○池田恒雄君 私はそれを問題にするのではなくて、先ず申しますと、税法を改正されないとどうこうと申します。その理論は理論規定であつて、法律規定でないのです。従つてこれは税法の改正されないとに拘わらず、政府が理論規定を下して、それによつて一つの指導をされて行けばよいと思ひます。税法が改正されなければ、井上氏のこの見解は採用しないといふことはない。それからもう一つ國家は税法に關する仕事を行政配分上分担しておる。これはそうでないといふ私は

ちつとも思つていない。それはその通りであります。税法の執行官であるといふことは私達はよく知つておるから、わざ／＼大蔵省から今日お出でを願つておるのです。問題はこれは税法上の問題でない。その税法執行の基礎となる調査は、一体政府機関のどこでどういふことになつておるかということとです。私の知る限りでは、農業経営内容、或いは農業の簿記的な内容についての調査機関というものは大蔵省にはなかつた筈だと思ふ。殊に農業所得税なんというものは正に税金のアップ・ゲールである。そんなものは日本の大蔵省のどこにあるか。幸いにして農林省の中にあるのです。それ以外に私はこういうものはどうこうという基礎的な資料はないだらうと思ひます。大蔵省にそういうものはあるのでございますか。

○説明員(忠佐市君) 私共独善的に農家の経営の事情が全部分るかどうか。それに対して現在の税法がどうであるというところは毛頭考へておりません。次第ですが、農林省で從來龐大な組織と、それから経費を以ちまして調査いたしました材料を一々頂いておりました、それが重要な私共の参考になつておるといふことは、これは事実でございます。尙農業経営面から問題を分析いたしました結果と、それから私共多少又税務と申しますか、職業的意識が多少入つて参りました、それを農業経営の實體を税務の面から多少調整をいたしまして、研究、或いは調査を必要とする場合がございしますので、これは農林省の調査その他を基礎にいたしまして、私共が多少又別の調査も行なつておる、その結果を総合いたしまし

て、農家に対する負担の關係がこの程度であるとかないとかいうようなところまで、一應検討いたしませんと、税全体といたしましての執行の適正を保つわけにいかないという考えを持つておるような次第でございます。

○池田恒雄君　そうしますとやはり大蔵省にはまだ充實した機関がないというところは明らかなのでございますね。であるとするならば、私は只今農林省の結論がよくても悪くても、これ以外の政府としての足場がないと思うのです。現在のところは……これが理論上よいか、悪いとかいう問題でない。とにかくこれ以外にないのですから、何と言われども政府は使つて行かなければならぬことになるのではないかと。それを軽く参考の程度だと、こう言つて、そして大蔵省に何らかのことをやると、そうすると非常に間違ひ起して来る。それは基礎のない、後で釈明がつかない間違ひを起して来る。こういうことに一つはなるのではないかと思います。もう一つ、私は只今課長さんの説明では、大蔵省としても何か御調査になつておると思いますが、これは公に御調査になつておるのでございませうか。こそつとやつたのでございませうか。それを明らかにして頂きたい。

○説明員(忠佐市君)　いろ／＼細かいところを御指摘頂きまして、先ずこの農林省で非常に適切な調査ができておる。従つて政府の意見としてはそれによるべきではないかという御意見もございませうが、一應そういう御意見もおありになることは考えられますが、私共の立場といたしますれば、農林省の調査というものがまああり、そ

れから税の方面に如何うに実現するかという問題としては、我々が別途に結論を下してよいものと考えております。併し結論の過程におきましては、農林省の御意見を十分伺うということについては、先程来申上げた通りでございます。尚後程の御質問の大蔵省の調査と申しますのは、農業経営的に従来行なつていた調査はございませぬ。それから尙税制改正の必要上特別に行なつた調査でございませうとか、或いは課税の適正、不適正の問題を内部的に批判する材料として調査するというような問題でございませうので、外部に発表いたしましたおるものは多くないと思ひます。前の議會關係に多少税制改正当時差上げたものがあるかと思ひますが、はつきりした記憶は只今持つておりませぬ。

○池田恒雄君　これは大蔵省が結論を出すに申しますが、結論というものは、私は勝手に出せるものではないと思ひます。やはり結論というものは、一定の公式と計算とがあつて、そして答案というものが出て来るものであつて、軽く参考にするという程度で、結論というものは出て来ないと思ひます。大蔵省が税務に關連しまして、農家の經濟を御調査になつておるといふのであつたらば、私はそれによつて結論を出すというところは、一應その結論は權威があると思ひます。ところが今のところではないのです。政府機関としては農林省の方が充實しておるし、權威がある。それを軽く横眼で見た程度で結論を下すというところは、私は無茶だと思ひます。これは理論的な規定ですから、やはり理論的に御決定になるべきものであつて、税法解釈云々というよりなこ

とで何か法律的ものを以てばつさりばつさりやるべきでないと思ひます。これは一つ私の意見であり、且つ質問として先ず出して置きます。もう一つは、農林省の今までの調査は、これは調査の方法、私は調査というものは必ず法律か或いは公に發表されておる規則によつてちやんと決まつておらなければならぬ。農林省の調査は、そういう農林省の規則で決まつておる。公にされておるが、且つ調査は公開で行われておるわけですから、調査の結果は前に發表されております。私は税金なら税金を取るといふ場合に、そういう明るいところで出て来たところの試験成績の上に立つて行われるべきものであると思ひます。ところが大蔵省ではいろ／＼な御調査をおやりになつておると言われておるか、それは一定の方法を公に約束して、且つその調査の方法は公開で行われておるかどうか。若し公な方法を約束し、公開で行われておらないとするならば、私は公の法律で行う税金の基礎として相当無理であり、独裁的であると思ひます。その点に対する大蔵省の御見解をお願いいたします。

○説明員(忠佐市君)　前段の御質問につきましては、先刻から繰返したと思ひますので、この点は私共の見解といたしますれば、税法を執行する場合に於いての解釈運用の点については、政府部内として農林省、或いはその他の部局と十分意見の交換を遂げた上で執行して参るということに考えております。尙且今の問題は、差当りの問題といたしますれば、税法の解釈運用の問題である、まあかように考えておりまして、尙この問題が現在農林省

ばかりではなく、各農民團體も一致したような御意見として現れておりますので、政治問題としても十分取上げを検討されるべき問題だと思われまゝ。さういふ程度におきまして、この問題を御了解願いますようにお願いしたいと思います。それから後の問題といたしましては、大蔵省の調査は、いづれも税の徴収に關して公式的な調査方法というのを公開して調査をするということとは、恐らくこれは不適当であらうと考えております。で發表する場合にも個人の財産關係に影響のあるような發表はこれはできかねると思われまゝです。で、發表する場合にも相対的な負担の傾向を示すものとか、或いは収入支出の傾向を示すものとか、そういう概括的な公開方式に譲ることは、異なる性質上不適当であらうという意見を持つております。

○板野勝次君　それと關連するんです。現在農林省への課税が適正妥當に行われておるように思つておるかどうかという点、それは先刻の課税の問題について課税標準を示すのは便法であるということ、便法ということと適切ということとは違ふという説明があつた通りであります。現在まで行われて来た。ずつと遠いことを言わないでも申告制度をやつて以來今日まで農民への課税が妥當であつたかどうか、先ずこの点をお伺ひします。

○説明員(忠佐市君)　申告納税制度がとられたのは、昭和二十二年以來でありまして、昭和二十二年におきましては、税務署も相当事務多忙で調査が徹底いたしませんのと、納税者も最初の申告納税を認めて、従来は所得税の課税圏外に置かれた大多數の農家が納税

者として入つて参りますというようなことからして、相当混亂を惹起したことにございましては十分事情は認めて参りたいと思ひます。昭和二十三年につきましては、税務官署側においても調査が相當慣れて参りますと共に、充實して参りましたのと、それから農家の側においても納税に対する認識が出て参りましたのと、もう一つは關取引の分量が非常に少なくなつて關取引に対する所得金額の多い少い、あるなしを争うというようないざこざが少なくなつたために、昭和二十三年分は相當改善されたと思つております。但し私共の給與所得に対する課税のようによつての金額がはつきり分つていて、そのはつきりした金額によつて徴税をするというようないざこざに参りませぬことは、先程申上げた標準率によつて相當多くの農家について所得を計算して課税をするという方式をとらざるを得ないやうな実情がございませうので、その点につきましては申告納税制度を本来の趣旨のままに行われていくかどうかという点につきましては、遺憾ながら実情として只今申上げましたやうな便法による改正が相當行われておるという点を申上げざるを得ないと思ひます。全國的に非常に遠視的な数字で、ここで申上げることを憚る次第でございませうが、約半数の農家につきましては確定申告によつて申告をされ、所得金額税額によつて済んでおります。全体の農家の約半数くらいは更正決定を受けたことになつて、昨年とは相當違つておるとかやうに考えておる次第でございませう。

○板野勝次君　それでは農民への課税が不適切であつた場合もいし、それ

から苛酷でもあつただろう。こういうふうには理解していいわけですね。その問題については……つまり非常に混乱を来したという中には、軽ければ混乱を来す筈がなかつたので、非常に苛酷に扱われて来たために混乱があつた。こういうことではないかと思うのです。

○説明員(忠佐市君) その点は私共さうには考えておりません。二十二年度につきましては、税務署の調査が十分行き届くというところには参らなかつたというのを申上げましたのは、所得標準率によつて大多数の農家に申告をして頂き、更正決定をするという方式を採りました次第であります。が、その外に尙關所得に対する課税という問題につきまして、相当これは推定所得の計算ということが中に織込まれて参りました、このために推定が的確であるか、不的確であるかということについて問題がございました。これがために苛酷な課税が行われておるとか、それから非常に実情に即しない課税が沢山あつたということについては考へていないつもりでございます。ただその計算の方法、それから推計の金額の程度につきまして、相互にお互いに立証することの、立証の材料のないような問題について、いろいろ混乱を惹起した。かような意味で申上げた次第でございます。

○板野勝次君 それでは何故その本省は課税等について努力目標というふうなものを作られて、下部末端の税務官吏を指摘しておやりになつてゐるか。適正にやるものならば予め努力目標というふうなものをお作りになつて、末端にお渡しになる必要はない。

努力目標があるという點には相当無理な面もある。こういうことが予想されて来ると思ふのです。若しもそうでないならば、適正におやりになるというならば、中央から何努力目標というものを下部に押し付ける必要がない。それを現におやりになつていられると

○説明員(忠佐市君) 努力目標の御質問が出した次第でございますが、このことにつきましては、從來数回申上げていると記憶いたしておるのでございしますが、要するに経済界が不安定でございまして、而も正常取引よりか、正當ならざる取引が非常に多い。従いまして所得の補正が非常に困難である。その外に税務官吏につきましては、中堅の分子が非常に少なくなりまして、新しい職員が相当増加しておる。従いまして調査の能率なり、能力なりが相当低下いたしておりますために、適正に税法の執行が行われた場合に、税務官吏の方におきましてでもできるだけの努力をいたす、その結果租税の収入額が、或いは財務局として、或いは税務署としてどの程度ぐらゐ予想できるか。これが努力目標の趣旨でございます。従いまして適正に税法が執行された場合の目標といたしては、個々の税務署に対してそれ／＼の事情によつて計算をするという考へ方もございし

し、それから理想的な数字といふたしまして或る一定の基準によつて計算いたしまして、その実情を、例えば病氣で欠勤した人間が多いとか、或いは或る村の納税の成績が非常によくて、或る村の納税成績は從來悪かつた、こういう傾向を一々見るといふこ

とを省略するという行き方がございまして、実を申しますと、大多数の場合はこの折衷案でできております。關係からいたしまして、徴税の努力目標と収入の実績というものが必ずしも一致しておらないというのが実情でございします。で只今御指摘になりました問題の事情は、多分収入目標を超えて相当収入が入つてゐる。こういう關係であらうかと思はれますが、この点につきましては、二十二年分、或いは二十三年分として計算いたしました税額のうち、二十二年に入りましますものと、二十三年に入りましますものと、關係がございします。従いまして本年度に八〇％入るものとして目標を定めております場合に八五％入つて滞納が翌年に一五％入り繰越さないと、この中に相成りますれば、努力目標よりか五％だけ歳入の実収は増加すると、かような傾向になりますので、かような目標と実収額の当然の性質上の相違から参りまして違ひが出て来るという点を御指摘になつたのであらうかと考へておる次第でございます。

○板野勝次君 それでは先程こで言ふのはどうかという話でしたが、或いは秘密会にしても何でもいいですが、申告制度ができて後の申告と、それから更正決定、それから努力目標というものがあるだけだけの額であつて、どういう計算の基礎の上に立つて努力目標を作られたか。そういう具体的な内容を示して貰いたいと思ひます。そういうことと、それから一体課長は現在の供出の米や麦や芋の生産費が一体償つておるのかどうか。それに対する見解を一つ示して貰いたい。先ずその生産費を償つておるかどうかといふところ

に、今の税金が苛酷であるか妥當であるかといふことの問題も一にかかつてここにあると思ふのです。而も農村といふものが税務署が大体の標準を決めて所得は幾らだといつて見たところ、田一枚何して見たところ、それを沢山作るところと、ほんの小さいところとは違ひ、更に地力の状態と種々様々であるのであります。一方標準農家といふものであつても、同じ五反やつておつたつて地力の状態がいろいろ違つて来ておる。而もそれを農業の専門家が徴税の第一線に出ておるとは思われなないので、そういうことで逆に標準所得といふようなものを押付けて行くと、結局はそれをも基準にして行つて、一町作つておる者も五反作つておる者も、それから地力のよいものも低いものも何もかも一ぱ一からげにして行つて、そうして努力目標を丁度大根を切つて割當てるような状態で事実上下に押付けて来ておる、こういうことになつて来ておると思ふ。従つて今の米、麦、芋に対する計算から生産費を償つておるかどうか。ここに問題があると思ふ。

○説明員(忠佐市君) 後の問題からお答えさせていただきますと思ひますが、農産物の実情が生産費を償つておる価格であるかどうか、こういうお尋ねにつきましては私共は所得税を解釈して運用いたします場合におきましては、収入の金額から必要の経費を引いたものを所得と見るということになつておりますので、その場合の解釈をいたしましては、自家労力は所得になりまして必要経費にならないといふことを基本としております關係上、現在のあのパティー構成による所得の價格

の構成からいたしますれば、當然に所得は出て参ると、まあ災害等の場合におきまして相当経費は投下してありますに拘わらず、收穫面が減つてしまつたという場合におきましては、農業共済金の収入がないような場合におきましては、マイナスが出るというやうな特殊の場合には考えられますけれども、一般的には私共は所得としてそれを考へております。償額が只今いろいろ御研究に相成つておられますやうな關係で、生産費を償つておるかどうかという問題につきましては、私共といたしましては税法の問題外というやうに考へさせていただきますと思ひます。

尚努力目標の計算につきましては、只今衆議院の予算委員会の中に小委員会が設けられました、大体非公開という關係でいろいろ御説明申上げてゐる次第でございますが、この点につきまして極めて概括的なことでありますれば、同じような形式で申上げさせていただきますと思ひます。

○板野勝次君 私は概括的でなく詳細に示して貰つて、非公開であつてもこれは一應検討するように委員の方々の御賛成をお願いしたいと思います。(賛成)と呼ぶ者あり(池田恒雄君「結構だがね、そういうものを非公開にするという理由が分らないですよ。」と述べ) それじゃ尙今、その税法の問題と、それから生産費を償つておるかどうかといふことは別問題だといふ話がありましたが、併し経費は償つておるかどうかといふことを基礎にせずに、税法だけで以て、だから机上プランの税査定が行われて来るのだと思ふのです。現実に償つてゐるのかないかといふ基礎の上に立たず

に、税法だけ幾ら守つてみたところで、物が一体どれだけの経費を掛けて作られたのか、どういふ支出があるか、そういう基礎を無視してしまつて、税収入というものは絶対にないのです。そういうことをおやりになるから下部において実情に即さんといふことになると思いますが、そういうことは償つていふといふまいと、そういうことは税の取立に關係ないと言われるわけですが、その点を一つはつきりさして頂きたい。

○説明員(忠佐市君) その点につきましては、立法の問題と行政の問題と二つあると思ひます。立法の問題といふことは、現在の農産物の価格と、それに対する我々の考へておられるような必要経費の面と、それから農家の生活費といふものを検討いたしました結果、税率なりその他の負担關係が決まるものと一應考へております。この点に關しましては税法改正の問題等といひまして、只今大蔵省内部におきましても相当検討いたしておる次第でございますが、現在の法規の解釈の問題といひますれば、現行價格の中で所得が出て参ると、かやうにまあ一應考へておることを申し上げた次第でございます。

○板野勝次君 今第一課長は立法々々と言われましても、立法といふものはただ税の問題でなくして、國のいろいろな産業、いろいろ生活というものがある。それが立体的になつて総合されて、初めて諸立法といふものが行われるのであつて、立法といふものが大切なので、それが先ず優先するのではないと思ふ。社会生活といふものが先ずあつて、そうしてその上の秩序、いろいろ

なものを維持する上に必要だし、そして國の收支を賄うために必要だからこそ税法といふものがあつたのだ。あなたは税法のために生きておられるように今のお話では聞える。これは全く突に今に適していないので、あなたがそう弁明されるよりも、率直に問題を認めて貰ひ、そしていけなさい点を改正されるというのが徴税の收税官としてのとるべき使命じやなからうかと私は思ふ。そこでその問題を繰返しておつても仕方はないのですが、ここに農産所得税折衝に關する経過概要といふものを農林省の農政局から出してあります。その中から拾つてみますと、三月の、これは多分昨年の三月二十九日だろつと思ひますが、農政局より大蔵省主税局長に対して非公式に申入れた文書が載つておるわけですが、その中に、昭和二十二年の農家所得税に關する非公式の文書の中にいふことを書かれてあります。現在の農家の実情を觀察するに、二十二年産米に対する供出負荷量は例年よりも実質的に加重せられ、いわゆる閑收入の余地は急激に縮小し、その上農家用資材等の騰貴は農産物の値上りを上廻つて、曾てのいわゆる農村インフレによる好況は夢散し、本年の春耕期をひかえて農家の資金枯渇の状態は甚だしいものがある。今回の課税は漸進的な恐慌状態に拍車を掛け、農業生産力の發展を萎縮せしめる虞れがある。その上負担の不均衡が農家の供米及び財政負担に対する良好な熱意を放棄せしめる傾向をも看取できる。農家の担税力の限界を考慮し、その凹凸を調査する必要があるとされる。よつて左記によりその調整の應急的措置を講ぜられることを希望する。

る」といふので列挙せられておる点が五項目あります。その五項目に対して何ら大蔵省はこれに対して回答をされていなかった。こういうことが指摘されておるわけなんです。これは全く先程來池田委員に対する課長の答弁といひ、私の質問に対する答弁といふことをお知りになつていない。つまり農林省の方は、勝手に農業の問題をやつておるのだ。大蔵省の方はあなたの言葉をおいて言へば、税法の建前から言つておるのだから、何もそういうことは關係ないのだ、こういう建前が率直に今表明された。そのことが昨年の三月二十九日に農政局長が大蔵省の主税局長に対して出した非公式文書に対する回答がなかつたといふ点ではつきりと示されて來ておる。而もその中にはパリティ計算による。パリティ計算を使用しておるのだから、これを一つ更正決定に當つても、パリティ計算によつて算出した所得を考慮に入れて貰ひたい。而も我々の見解では、相当この農林委員会におきまして、これは全員がパリティ計算といふものが、現在尚シローレの大きいといふことを認めており、生産費を償つておらないといふのは、農林委員の最後の人まで認めておる点だと思ふ。こういう点を無視されておる。それで何故そのときに回答されなかつたか、これを一つ。

○説明員(忠佐市君) 御書面を頂きまして次第ですが、農政局の担当官の方には、一應私共の抱いております見解をお傳へいたしまして、この照会に対する回答として大蔵省の考へておるようなことをそのまゝ又御返事を差上げ

るといふことに相成りますれば、政府内部における見解が違ふといふようなことで、これが何らか又不都合を來すこともよろしくないといふようなことを申し上げて、一應大蔵省の見解はお傳へいたしますが、書面としては差上げたところからいふことを申し上げておつたような次第でございます。尚御指摘になりましたパリティ指数による指値が定められておるので、パリティ指数によつて所得を計算する

か、こういう問題が提起されておりますけれども、パリティ指数計算に關する基礎年次におきまします必要経費の構成と、最近における必要経費の構成とが相當違つております。やうな關係もありましますし、それから何回も税法ばかり持ち出していろいろも恐縮でございますが、やはり税法といひますれば、計算の方式が一應定められてありますので、理論的にはこの税法の規定によつて計算する必要があると思ひます。従ひまして價格がパリティ計算によるから、従つて所得のパリティ計算といふやうな行き方には參らない。それにつきましてはパリティ指数の構成内容と、それから農産物の收穫に對します所得計算の内容の必要経費の構成が相當違ひますので、それを理由といひまして、そのお申出には應じ難いといふ御返事を差上げたやうな次第であります。

○板野勝次君 それではパリティ計算に對する大蔵省の具体的などういふ見解の上に立つておるのか、そういうことを今ここで言つても具体的には答へていきいと思ひますが、更正決定等の問題をここで明らかにして貰う場合に、パリティ計算の問題におい

ても尚この農林省の申入れは我々は、この申入れが正當だとは思つていない。これでは生ぬるいと思つておる。併しその生ぬるい農林省の言ふことでさえも大蔵省は受けつけないとえに努力目標額を農民から押上げる。これ以外にない。而も農林省が指摘しておる中にはパリティ計算をやつておるけれども閑所得の査定については多額な閑経費を要しておるから、そういう実情も考慮して貰ひたい。こういうことまで附加しておる。ところが末端に行つておる税務署の役人なんか、そういうことは知りやしない。大抵若い役人が出て來て、米が一体今何んぼしておるのか、労賃が何んぼしておるかといふことは、こまゝときから百姓で育つて來ておる人達が行つておるのではないから、實際には分らない。而も税法を本當に質にするなら、田が一枚一枚違つておるのに対して一枚々々違つた計算が出て來る細い計算の上に立つてやつておられるといふならば、あなたが今税法を持ち出して來られて税法通りやつておるといふことになるが、何か自分の方で、非公式のものを決めて置いて、閑手帳のようなものを出して來て押しつける。これは税法を税務署自身が守つておるとは言へぬ、非合法的なやり方をやつておるといふことは、あなた自身が末端を監督されたならば、これは率直にやり方が間違つておるのだといふことを認められると思ふ。

○農野繁雄君 今努力目標といふのが出ておるのでありますが、努力目標と税の実收高の結果をお示し願ひたいと思ふのであります。私の聞いた範囲によつて見ますと、私、税務署は本

場合に、パリティ計算の問題におい

当に税法によつて課税しておるのかどうかといふことがあやしまれるのであります。課税は今税法によつて課税しておるのとお話になつたのであります。私の聞きた得た範囲においては、なぜあなたはこのだけの追加課税をやつたかといふ質問をしたところが税務署員曰く、勘でやつたのだ。普通のものはこのくらいの閣取引はやつておるものと信じて勘でやつたのだ。それが不服であつたならば、異議の申立をし、異議の申立をした場合に於いて、一銭と雖も、間違ひがあつたならば、罰金をかける、こゝろいふふな事なのであります。それで一方の方では神ならん身であるから間違ひがないとは限らない。それであるから若し間違ひがあつたならば、追徴金はとつてよろしいけれども、罰金をかける必要はないじやないか。いや僕の方は罰金をかけるのだ、罰金を出した方がいゝか、これだけの税金を出した方がいゝか、考へて返事をしろ、こゝろいふに脅迫的態度で徴税しておられるのであります。それは課税は法律に従つて課税を適正にしておると考へてあるか、この点お伺ひしたいのであります。

○説明員(忠佐市君) 只今御指摘を受けましたような具体的事実につきましては、これは税法通り運用しておらないうことでございまして、これは嚴重に注意を與えてやる必要あるものと考えております。

○藤野繁雄君 農業の生産の大部分といふものは自家の労力である。その自家労力は生産費とは認めない。であるから農業といふものは必ず或る程度の利益があるものである。こゝろいふふ

なことではあります。私などは農業を現在やつておるの、自分の所有の土地に自分の思ふような栽培をし、思ふやうな値段で賣つて、自由が認められるならば、それでもいいと思ふのであります。現在の農業の経営のやり方は、國家が事前勘當をやり、値段を決定し、供出を命じている。一方から言へば、國家管理の下に農民は使用されておる、こゝろ言つても差支ないのではありません。こゝろ考へて來れば農家といふものは、政府の食糧生産に對するところの使用人と同様であるのであります。然りといたしましてならば、現在の農家に對しては自由経済であるならば、今課長の御話の通りでいいけれども、現在の農家の統制下に於いては、これは労力といふものを生産費に見積つて行くのが適當であると考えられております。かくのごとき統制下に於いても農家の労力といふものは生産費に入るべきものにあらずといふ考えであるのか、この点お伺ひしたいのであります。

○説明員(忠佐市君) 只今いろいろ詳細な例を挙げられまして、お尋ねがございまして、極めて事務的な、結論だけ申し上げるような結果に相成りまして恐縮でございまして、けれども、先程申し上げましたように、給與所得者でございまして、その労力に対する報酬が一應所得に相成ります。農家に於いては、自分の労働力、家族労働力によりまして收穫を得る。その以外には農家の生計を維持するものがないといふ關係からいたしますれば、その自家労力が物によつて評價されてそれが所得になり、かような考へ方が租税を國民の全部が一應負担して、國家

を維持する、或いは國家の發展に貢獻するといふ観点から申しましたならば、一番合理的な考へ方ではなからうか、かような観点からいたしまして、先程申し上げましたような見解を述べた次第でございまして。

○藤野繁雄君 只今の説明によりまして、農家は家族労働によつて仕事をしておるのだ、こゝろいふようなことから考へて來て見たならば、農家に對する課税をする場合には、基礎控除をやる場合に、農家一戸に對する基礎控除をやらずして、働いておるところの農家労働者について、全部平等に基礎控除をやるべきものと考へるのであります。例えば五人の家族であつて現在ではただ一人控除されるのであります。五人全部働いておるということであつたならば、五人とも平等に基礎控除をやるべきものと信ずるものであります。五人とも働いておるものとするべきものにして、基礎控除をされる考へがあるかどうか。又現在の一万五千円の基礎控除額は物價の騰貴に從つて、増額せられる見込があるかどうか。増額せられるとしたならば、どのくらいに増額せられる見込であるか、御意見を伺ひたいと思ふのであります。

○説明員(忠佐市君) 一戸の農家の中に農業従事者が数名ある場合に、各人に基礎控除を行うことが適當じやないかといふ御意見につきましては、農林省からもさうな御話がございます。各農民團體からもさうの御見解が示されておりました。これは只今検討中でございます。將來税制改正を行ひます際には必ず研究項目の一つとなりまして、解決される問題であると思ふのであります。

りと思ふのであります。その結果につきましてはこゝで申上げることにはできないと思ひます。従ひまして一万五千円の基礎控除が如何ように變更されるかといふ問題につきまして、これも今度行われます税制改正の問題といたしまして、農家の負担がどの程度に定まるかといふことによつて定まるべきものであります。これも只今その額をどうするかといふことを申上げることはできない実情にございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 今働いておる農家家族全体に對する控除は考へ中ということではあります。考へ中というだけではできないのであります。速に決定せられるように願ひたいと思ひます。又物價等の騰貴によつて一万五千円は少な過ぎるのであります。これも速に増額せられるように願ひます。次に私などは日本再建といふものは食糧の確保にあると信ずるのであります。又今回食糧確保臨時措置法の提案の理由にも政府はさういふに説明をしておるものであります。してみますと、政府はあらゆる方法を以て増産の奨励をやり、供出の奨励をやらなくちゃできないのであります。又今追加勘當をする法律を作るのについて、その筋からは相當報償措置を講ずるやうにといふ助言があるものであります。こゝろいふうなことから考へて見ましたならば、農家の努力によつて早場米を供出するとか、或いは超過供出をするとかいふような場合においては、國民全体は日本の再建のために努力した農家に對して感謝の誠を捧ぐるために免税の特典を與えるのが適當であらうと思ふのであります。さういふうなことを考へておられるかどうか。若し免税ができないといふことであつたならば、総合課税といふことじやなくて、それらの農家に對しては源泉課税をするような方法を取るのが適當であらうと思ふのであります。この点についてのお考へはどうであるか、先ずお伺ひしたいのであります。

○説明員(忠佐市君) 非常に重要な問題と考へます。次第でございまして、が、今度の戦争前におきまするやうに、租税政策の中にいゝな經濟政策その他を織込むことが適當かどうか、かような問題に相成ると思ひます。この点につきましては、最近の所得税の建前は、一應所得の多寡に應じて累進課税率による負担をするというのがこの建前のようでございまして、この建前が特殊な事情によつて變更されるということにつきましては、非常に消極的に考へます。従ひまして内閣全体の問題といたしまして、免税にするか、或いは源泉課税にするかといふ問題を深刻に討議して頂くことになると思ひますが、現在の情勢からいたしまして、免税はこれは殆んど困難であり、源泉課税を行ひますることにつきましては支障が非常に多い、実現の可能性はこれは考へます。こゝろに只今見通しを付けております。この点につきましては、政府の問題といたしまして解決をするといふやうな方向で処理するべき問題でございまして、これは事務的には非常に申上げにくい問題と考へるわけでございます。

○藤野繁雄君 私などはさつきも申上

後でも農林委員の方々に極めて短い時間であつて頂きたいと思ひます。

○理事(藤野箕雄君) 承知いたしました。

○岡村文四郎君 油糧公團に対する政府の方針を一つお尋ねいたします。資金に困るのは油糧公團ばかりではないかと思ひますが、その中でも一番ミジメなのは食糧公團は割合にいいようでありますが、そこで全くその公團の事業の運営が非常に困るようになる公團があれば、その公團に対しては銀行の融資も非常に困難であるから、これに準じた考えをするお考えがあるかどうか。それからその次は従来の一千万円であつたものが十五億一千万円になつて、これは想像のつかぬ増資の仕方です。併しながら輸入関係があつて

止むを得ないということでありまして、できることになるとは思いますが、政府の出資であるから金利は一銭も要らん。これが若し市中銀行なり、その他から金融が振替えられれば、金利を拂わなければならんことに相成ります。が、政府出資の金利が要らんとすると、その金利に対するものは、配給を受ける需要者の價格がそれだけ安くやつて来るのか、又公園が剰余金として得たものを政府で指令を出して取上げるといふのか、どつちにさせるのか、聞きたいと思ひます。

○政府委員(三邊参郎君) 前段の御質問につきましては、食品局も関係するところでございますので、折角で土がお客様はできませんが、実は昨日貴議院の農林委員会と同様の御質問がまして、安本の生活物資局長が答えられましたのでありますが、でき得限り他の公園についても同様の問題、

起れば、同様な解決の方法をとつて行きたいという趣旨で答弁をいたしておつたように思いますが、申上げたいと思います。それから公園の方の御質問につきましては、これは剰余金が出て参りますれば、剰余金として國庫に納付する、そういう恰好でいたしたいと思つております。

○加賀操君 今のお話ですが、この十五億一千万円に対する公園の事業計画なり、或いは收支予算についてですね。この金利を見てあるのですか、ないのですか、それをお答え願います。

○政府委員(三堀参郎君) 公園といいたしましては、当然或る程度の借入金も予定しなければなりませんので、一應事業計画におきましては、若干の借入金に対する金利は事業計画上は見えておる筈であります。

○加賀操君 十五億円に対する金利でございまして……

○政府委員(三堀参郎君) 十五億円に対する金利は勿論見えておりません。

○岡村文四郎君 前に私からお聞きをしたのと、加賀委員の聞いたのと総合して伺いますが、公園としては市中銀行から金を借りれば十五億という莫大な金の金利が要ることになるものであります。政府資金であるから金利は要らないという考え方でやれば、必ずそれだけ扱う品物は安く配給されなければならぬ筈だと思ふ。ところがそうでなしに政府が剰余金として取ればそれでもいいわけなんですか、どつちなんですか。

○政府委員(三堀参郎君) 先程お答えいたしました通りに、この剰余金として出ました場合に、國庫に納付すると

いうことによつて処理するつもりでございます。

○岡村文四郎君 剰余金が出ました場合というが、必ず出なくちやならんと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(三堀参郎君) 恐らく出るだらうと思ひます。

○板野勝次君 ちよつとこれくらいにして、油糧公園のあれを聞いて頂きたいのですが……若し午後委員会をやるならば休憩にして……

○理事(藤野繁雄君) 板野君の方から質問を打切るといふ動議を出して下さいます。

○板野勝次君 僕の方からちよつと……人の質問を閉じるようなもので、発言を封じるようなものでどう……

○理事(藤野繁雄君) 御質問があつたらうぞ。

○門田定蔵君 どうです十五分ぐらいで済むならばとにから、午後一時半からあるならばどうです休憩にしては……

○板野勝次君 今日は委員会を散会するのではありませんか。

○理事(藤野繁雄君) 公園の委員会とは質問を……

○板野勝次君 外のことをやるのですか。

○政府委員(池田宇右衛門君) 法務委員会に対する合同委員会をやりま

す。門田定蔵君 質問があつたら、これは一應打切つてはどうですか。

○理事(藤野繁雄君) 速記を止めて下さい。

○理事(藤野繁雄君) 速記を始めて。

○岡村文四郎君 どうも局長の言い分は安心が行くわけにはいかないのです。と申しますわけは、十五億という大金ですから金利が浮いて来るだろうというのでなしに、必ずあるから、これはどうあるべきだと、それから事業計画も、どうにもはつきりしないらしい。何だか油糧公園が非常に白眼視して見られておるような立場にあると見ますので、これは十分御監督なさるの

でしようが、十五億の大金ですから、一年だけ借りましても、計算してありますから分りませんが、相当大きな金利が出ると思ひます。それは必ずそのうちあるからという、はつきりした御答弁がある、そのつもりで御監督なさると思ひますが、あやふやにして、だらうだらうにして置くと、だらうだらうの監督しかできなくて、結局結果が面白くないと思ひます。その結果をはつきりして貰いた

い。

○政府委員(池田宇右衛門君) 私からお答えいたします。只今御指摘の通り、今まで一千万円の運轉資金が十五億という資金の増加でございまして、御指摘の通り金利が出るのが当然であり、又出た金利は政府資金の融資を受けたのでありますから、剰余金といたしまして、政府に納入することにいたしましたと思ひます。又いたすのが当然と思ひます。而してこれが監督には、十分に監督を厳にいたしまして、その報告を取りたいと、かように確信を以てお答えいたします。

○岡村文四郎君 どうも次官も取りたい。やりたいと言ふが、やらすところいふふでない……そこが問題です。

○政府委員(池田宇右衛門君) そういたします。

○板野勝次君 提案理由の中にも貿易に對する輸入代金支拂も円滑でなく、資金操作に困難を來すようになつて参りました、こゝろ説明されておるのです。それから先程私ちよつと聞き違ひがあるかも知れませんが、貿易に對して、十五億円未拂ができておる。こゝろのことだつたのです。その未拂ができておる事情についてちよつと承わりたい。

○政府委員(三堀参郎君) 油糧公園といたしましては、一定の資金を持ちまして、その資金で貿易に支拂をしなければならぬわけでありまして、ところが御承知の通り昨年二十三年度中におきまして、先ず復興金融庫からの借入れが、輸入物資に見合うように借入れができなかつたわけでありまして、従つて輸入物資は入つて来る、従つて貿易に買取りはしておるけれども、支拂うべき金がない。従つて段階拂うべき金が延び……になりますのが十億とか十五億とかいふうに溜つて来るわけでありまして……

○板野勝次君 その輸入されたものを、今度は例へば加工用の工業用の油脂を工場に渡したと、そういうふうなもの未収入になつて來ておる、こゝろいうふうな傾向はないのですか。それはもう完全に未収入等はなく、代金決済の不始末といふものはないわけですか。

○政府委員(三堀参郎君) 勿論賣掛金も若干のものはあるわけでありまして、ただ全然回収未済といふものは、まだ発足いたしましてから一年にしかならないわけでございますので、そういう

ものは勿論まだできておりませんが、でも、賣掛つたものの代金の回収が少しづつズレて参るといふことは、勿論あり得るわけなんでありまして……

○板野勝次君 そのズレておるといふのが、どの程度になつておるのですか。

○政府委員(三堀参郎君) それはその月々によりまして違つて参りますが、例へば昭和二十三年の九月三十日現在におきまして、ここにたま……手許に

ありますのでお答えいたしますと、未収入金がこのときにおきまして三千七百万円になつております。

○理事(藤野繁雄君) 退席、委員長著席。

○委員長(堀見義男君) 板野さんに申上げますが、その問題は、極く最近の資金繰りの表を参考資料として書類で貰つたらどうですか。

○板野勝次君 あるのですか。

○委員長(堀見義男君) この法案については……参考資料がないから、そういう参考資料を、丁度藤野さんの先程の外の物資との輸入の比較が参考資料として要料されましたから、同時にそういう資料をお取りになつて、それで御検討になつたらどうですか。

それから私から一点だけ明らかにして置きたいのですが、基本金の性格の問題なんです、これは農林関係外の公園は私よく承知してございせんが、農林関係の各公園については、基本金の性格としては本当に最小限度の、それこそ公園を維持して行くに必要最低限度の金額を以て基本金とし、一般の運轉資金は、これは主として外から借りると、こゝろ建前になつており、而も現行法は復興金融庫から借りると、こゝろいふうになつて

おる。ところが運轉資金で困つてゐるのは、先程も御質問があつたように、各公園とも共通の問題であるわけなんです。今油糧公園について基本金を増額して、それを運轉資金に充当すると、どういふことになつて来ると、従来の基本金の觀念については著しく異なるのではないかと。そうなつて来ると、他の公園についても同様の問題が生じて来る虞れがありはせんかといふことが一つと、もう一つは、油糧の輸入については、これは甚だ望ましくないと、懸念ではあるのだけれども、ガリオ・フランドの使用の關係からして、明年度は油糧の輸入關係について、相当困難な情勢が察知される。そうすると基本金は、現在の狀態であれば丁度十五億に相当するものが基本金として必要であるけれども、そういうような情勢の変化が生じた場合には、基本金は實に非常な余裕のある基本金になつて来て、他の公園との均衡の方から言つても、又基本金自体をここで國家の予算で以て計上して、一方では他の補助金を削つて置きながら、それを基本金として政府が出資するということについて、非常に大きな疑問を持つのであります。その二点についてはつきりさして置きたいと思ひます。

○政府委員(三堀參郎君) 第一点の先程藤野さんからお尋ねがあつた問題であります。他の公園にも勿論問題が出て来るだろうと存じます。これはまあ昨日も生活物資局長が衆議院の農林委員会でお答えしておりましたけれども、できるだけ同様な歩調で解決をして行きたいという趣旨のようでありまして、尙この基本金自体の性格といたし

ましては、お尋ねの通りに、これはもう極く少額に止めまして、什器、備品等のもを賄える程度にいたしておつたのでございまして、ただ定款には、什器、備品、それからランニングストックにこの基本金を使へるという規定に現在の定款はなつておるわけでございます。従つて、この十五億程度のものがランニングストックと言ひ得るかどうかといふことが現在の定款上問題になると思ひますけれども、當時十億から十五億程度のものが貿易廠の資金として残れば、これは現在の定款上も一應ランニングストックといふものは認めるのではないかと思つておるわけでありまして、若し疑問があれば、少くとも定款につきましては變えて行かなければならぬのではないかと思つております。

それから後段のお尋ねの今後の輸入の見通し等について関連しての問題であります。御指摘の通りの懸念は若干あるかと思ひますけれども、ただ少くともこの二十三年程度程度の二グラム、一グラムといふこの基準を變へない程度のもは、或いはコーマシヤル・フランド等も使用して置けるのではないかと見通しをつけております。工業用のものについては、これも少くとも大体今年程度の見通しはついておるもので、二十三年程度に大体この十五億程度のものが残るとすれば、今後その程度のものが残るといふこととで進んでよいのではないかと思つております。

○藤野繁雄君 現在の輸入の統制下で、原料菜種を農家が百斤出したならば、油が五升、油粕が五十五斤、それに金が百円渡されるのであります。然

るに實際油の量は、私の見当によれば一斗三升、粕は八十斤くらいでございと思ふのであります。そういたしますと、農家が出したところの量と實際の量と比較いたしますと、油の量と油粕の量とを合算いたしますと、油の量が二十五斤、油粕の量が五十五斤、こゝに五斗の差があるわけでありまして、これはたゞ百斤について、この差がこれだけであるのであります。余りにも過大ではないかとこゝういふふなことからいたしまして、農家は自然供出を減らすようになり、又さつき加賀委員が質問したように、或いはその他の人からも質問したように、何だか自家工場で搾油したいといふ心持を持たせるのであります。現在のこの量を、百斤について五升、五十五斤、百円といふものを改められる意思があるかどうか、又改めなくても菜種の供出は十分にできるという御見当であるかどうか、この点お伺ひしたいのであります。

○政府委員(三堀參郎君) 只今の問題であります。大体油におきましては五升、大体これは三分の一という見当で押えております。粕については原料を還元するといふことで、たゞその歩止り計算を御指摘の通りの八貫八百にいたしておるわけなのであります。従つて、その粕につきましての計算に幾らか御指摘の点と食違ひがあるようでありまして、油をよく搾りますと大体八貫八百という程度のものでもあらうと我々もいたしましては押えておるわけなのであります。そうしてこの還元制度につきましては、いろ／＼な面からの批判があるわけなのでありますけれども、この程度の還元はまあ續けて行かなければならぬし、又この程度

であれば今後菜種の増産の情勢と相俟ちまして、段々に集荷が伸びて行くのではなからうかと、我々もいたしましては考へております。

○板野勝次君 これはあのレートの問題も関連してゐるわけですね。十五億の給付金を増さなければならぬといふ問題は、そういうわけになるのです。ちよつと何かこれは積極的になつて来るといふ根拠が必要だと思ふのです。

○政府委員(三堀參郎君) 資金繰りにつきましては、大体衆議院に提出いたします資料もございしますので、お手許に直ちにお配りできると思ひます。

○板野勝次君 それからもう一点だけ……この提案理由の説明の終りのところに、公園の整理統合に関する法律案が近く上程されることになつておる、こゝの説明されておるが、これは恐らく臨時議會を開いての意味ではなくて、今期國會に提出されるというわけでしょう。いつ頃上程される見通しか、お分りになつておれば……

○政府委員(三堀參郎君) 昨日司令部からの許可が参りまして、今日法案を國會の方へ提出する運びに事務的にはなつております。

○委員長(楠見義男君) 一應これで質疑は打ち切りまして、本日はこれで散会いたします。

午後一時三十分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君

理事 平沼彌太郎君

石川 準吉君

藤野 繁雄君

委員 門田 定藏君

北村 一男君

高橋 啓君

星 一君

赤澤 與仁君

加賀 操君

徳川 宗敬君

板野 勝次君

池田 恒雄君

國井 淳一君

岡村文四郎君

政府委員 農林政務次官 池田宇右衛門君

農林事務官 三堀 參郎君

農林事務官 (食品局長) 忠 佐市君

大藏事務官 (主税局長) 忠 佐市君

説明員 理第一課長

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、農地調整法等の一部を改正する法律案(予備審査のための代託は四月二十三日)

一、競馬法の一部を改正する法律案(案)(予備審査のための付託は四月二十五日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、土地改良法施行法案

一、肥料配給公園令の一部を改正する法律案

土地改良法施行法案

土地改良法施行法

(耕地整理法の廃止)

第一條 耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)は、廃止する。

(現存の耕地整理等)

第二條 耕地整理法第三條第一項の認可をて開始し、この法律施行の際現に施行中の耕地整理(耕地整理完了後に必要なすべての手續を含む。以下この項において同じ。)並びに同法第五十條又は第八十一條ノ二の規定により設立され、この法律施行の際現に存する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会及びその行方耕地整理について、同法(同法に基く命令を含む。)の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2 前項に規定する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会はこの法律施行の日から起算して三年を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

(現存の耕地整理年等)

第三條 この法律施行の際現に耕地整理年等を有する土地及び前條第一項に規定する耕地整理を施行した土地の耕地整理年等の取扱については、なお従前の例による。この法律施行の際現に存する特別法人税法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第二十九号)附則第十四條第三項に規定する配当金の取扱についても、また同様とする。

(この法律施行前の行為に対する耕地整理法の適用等)

第四條 この法律施行前(第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失

効前。以下本條において同じ。)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効後)でも、耕地整理法の規定は、なおその効力を有する。この法律施行前にした行為に対する異議の申立、訴願、訴訟又は耕地整理法第八十七條の規定による補償金額決定の請求について、及び他の法令において準用される範圍内においても、また同様とする。

(耕地整理組合の土地改良区への組織変更)

第五條 耕地整理組合でその組合員の三分の二以上がその地区内にある土地につき土地改良法(昭和二十四年法律第 号)第三條に規定する資格を有する者であるものは、第二條第二項に規定する期間内に、その組織を変更して土地改良区となることのできる。

2 耕地整理組合は、前項の規定により土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、総会の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決す

4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

5 都道府県知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。

7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しない場合は、その者及び当該土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその耕地整理組合の事業に関する権利義務につき必要な決議をしなければならない。

8 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者は、その耕地整理組合が土地改良区になる前に生じたその耕地整理組合の債務については、耕地整理法第八十一條の規定による責任を

免かれることができない。

9 前項の責任は、第六項の規定による公告があつた後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

10 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、組合員でその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部につき耕地整理組合員たる資格を有しなかつたものに對し、その全部又は一部の土地については、その耕地整理組合の事業に要した経費に充てるための金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができない。

11 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、前項に掲げる組合員から定款の定めるところにより、その者がその全部又は一部の土地につきその土地改良区の管理する施設により受けるに至つた利益に相当する金額をこえない額が金銭を徴収することができ、この場合には、土地改良法第三十八條の規定を準用する。

(耕地整理組合れん合会の土地改良区連合への組織変更)

第六條 耕地整理組合れん合会は、そのすべての所属組合が前條の規定により土地改良区となる場合には、第二條第二項に規定する期間内にその組織を変更して土地改良区連合となることのできる。

2 耕地整理組合れん合会は、前項の規定により土地改良区連合となるには、省令の定めるところによ

り、所属組合の協議によつて、規約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区連合となるのに必要な行為をして、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第二項の認可及び当該各所属組合に対する前條第二項の認可は、同時にしなければならない。

4 第二項の認可があつた場合には、前條第五項及び第六項の規定を準用する。

(北海道土功組合法の廃止)

第七條 北海道土功組合法(明治三十五年法律第十二号)は、廃止する。

2 北海道土功組合については、第二條、第四條及び第五條(第五條第三項後段を除く)の規定を準用する。

3 北海道土功組合は、前項において準用する第二條第二項の規定により解散したときは、清算をしなければならない。

4 北海道土功組合は、前項の規定による清算の範圍内においては、なお存続するものとみなす。

(水利組合法の一部改正)

第八條 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水利組合法を「水害予防組合」に、「水利組合聯合会」を「水害予防組合聯合会」に改める。

「府縣知事」を「都道府県知事」に、「府縣吏員」を「都道府県吏員」に改める。

「監督官廳」を「監督行政廳」に、
「第一次監督官廳」を「第一次監督行政廳」に改める。

「勅令」を「政令」に改める。
第一條中「水利土功」を「堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦」に改め、「府縣其ノ他ノ」を削る。
第四條から第七條までを次のように改める。

第四條乃至第七條 削除
第九條を次のように改める。
第九條 削除

第十條第一項中但書を削る。
第十三條第一項を削る。
第十四條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第十五條第一項中「普通水利組合ニ在リテハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ得テ之ヲ行ヒ水害予防組合ニ在リテハ」を削り、同條第二項但書中「水害予防組合ニ於テ」を削り、同條第四項及び第五項を削る。
第二十條第五項を削る。

第二十一條第三項中「訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願スル」に改め、同條第四項中「第二十條第六項」を「前條第五項」に改める。
第二十三條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十條中「及普通水利組合ノ廢置分合又ハ区域ノ變更」を削る。
第三十一條中「市制町村制」を「地方自治法中市町村ニ關スル」に改める。

第三十三條第一項中「官吏」を「都道府縣吏員」に改める。

第三十四條第一項中「官吏管理者タル場合」を「都道府縣吏員管理者タル場合」に改め、「官吏又ハ」を削る。
第三十七條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十九條第三項を削る。
第四十條第三項及び第四十一條第二項中「及訴訟」を削る。
第四十四條第一項中「官吏又ハ」を「都道府縣吏員又ハ」に改め、「官吏」を削る。

第四十八條を次のように改める。
第四十八條 組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ依ル土地、家屋及工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

第四十九條第二項中「水害予防組合ニ在リテハ」を「組合ハ」に改める。
第五十條第二項を次のように改める。

出水ノ爲危険アルトキニ限り管理者警察官警察吏員又ハ監督行政廳ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合区域内ノ総居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得但シ其ノ危険ノ去リタルトキハ此ノ限ニ非ス
第五十九條第二項中「加入金」を削り、同條第三項及び第四項中「訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願スル」に改める。

第六十七條及び第六十九條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改める。
第七十二條第三項中「上級監督官廳」を「上級監督行政廳」に、「下

級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。
第七十三條第二項を削る。

第七十六條第一項中「該官廳」を「該行政廳」に、同條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改め、同條第三項を削る。
第七十八條第四号中「加入金」を削る。
第八十條中「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第八十四條中「數府縣」を「數都府縣」に、「關係府縣知事」を「關係都府縣知事」に改める。
第八十五條を次のように改める。

第八十五條 削除
(現存の水利組合等)

第九條 水利組合法の規定により設立された普通水利組合又は普通水利組合ハ組合について、第二條及び第四條から第六條まで並びに第七條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第五條第三項中「總會」とあるのは、「組合会」と、「総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二」とあるのは、「議員定数の三分の二」と読み替へる。
第十條 水利組合法の規定により設立され、この法律施行の際現に存する水害予防組合でかんがい排水に関する事業を兼営するものについては、第八條の規定にかかわらず、改正前の同法第九條第一項の規定は、なおその効力を有する。(他の法令中の水利組合に関する規定の読替)

第十一條 他の法令中「水利組合」と

あるのは、政令で特別の定をする場合を除いて、「水害予防組合」と読み替へる。
(農業用の施設等に関する協議請求)

第十二條 土地改良区又は土地改良区連合は、この法律施行後その事業を完了した耕地整理組合若しくは耕地整理組合ハ組合又は北海道土功組合、普通水利組合若しくは普通水利組合ハ組合に対し、省令の定めるところにより、その事業の完了の時に於いてこれらの者の所有し、又は管理していたかんがい排水施設、農業用道路その他の農地の保全又は利用上必要な施設でその土地改良区又は土地改良区連合の地区内にあるものの譲渡又は移管に関する協議を求めることができる。

2 前項の規定による協議をすることができないとき、又は協議がとれないときは、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見をきき、当該施設を所有し、又は管理する者に対して条件を定めてその施設の譲渡又は移管を命ずることができ

3 前項の規定による譲渡又は移管の命令があつたときは、当事者間に第一項の協議がとれたものとみなす。
4 第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

5 前三項に規定するものの外、第

一項の規定の施行に關し必要な事項は、省令で定める。
(公有水面埋立法の一部改正)

第十三條 公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。
第二十六條中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。

第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(日本勸業銀行法の一部改正)
第十四條 日本勸業銀行法(明治三十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「耕地整理法」に依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ施行スル場合ニ於テ土地改良若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(北海道拓殖銀行法の一部改正)
第十五條 北海道拓殖銀行法(明治三十二年法律第七十六号)を次のように改正する。

第八條第三項中「耕地整理法」に依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ行フ場合ニ於テ土地改良若ハ土地改良区連合」に、「共同施行

者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條中「耕地整理組合聯合会」を「土地改良区連合」に、「耕地整理組合」を「土地改良区」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理組合及び耕地整理組合聯合会については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部改正)

第十七條 社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條及び第五條中「耕地整理法」を「土地改良法」に、「耕地整理」を「土地改良事業」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(國有財産法の一部改正)

第十八條 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「水利組合及び北海道土功組合」を「水害予防組合及び土地改良区」に改める。

2 第九條に規定する普通水利組合及び第七條第二項に規定する北海道土地組合については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

定にかかわらず、なお従前の例による。

(事業者団体法の一部改正)

第十九條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「イ 北海道土功組合法」を「イ 旧北海道土功組合法」に、「ニ 耕地整理法」を「ニ 旧耕地整理法」に、「ハ 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)」を「ハ 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)」に改め、

「ナ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」の次に「ラ 土地改良法(昭和二十四年法律第 号)」を加える。

(登録税法の一部改正)

第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第八号ノ二中「所有權ノ取得」を「所有權又ハ土地ノ賃借權ノ取得又ハ保存」に改め、同條第十六号ノ二を削り、同條第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 土地改良法ニ依ル土地改良事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ關スル登記

(土地台帳法の一部改正)

第二十一條 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

土地台帳法目次中「第四章 審査、訴願及び訴訟」を「第四章の審査、訴願及び訴訟」に改める。

二 土地改良事業施行地域の特別

例

第三十七條の次に次の一章を加える。

第四章の二 土地改良事業施行地域の特別

第三十七條の二 土地改良法(昭和二十四年法律第 号)の規定による土地改良事業(以下土地改良事業と略する)の施行に因る土地の異動については、

第十條に規定する申告は、同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、縣農業協同組合連合会又は同法第九十五條第一項に規定する共同施行者(以下土地改良事業施行者と総稱する)が行ふものとする。

第三十七條の三 第十二條第一項の規定により賃貸価格を一般に定める場合においては、土地改良事業の工事着手後第三十七條の六第二項の規定による賃貸価格配賦前の土地については、当該工事着手時における当該土地の状況を基準として第十二條第一項に規定する区域を定めなければならない。

第三十七條の四 土地改良事業の施行に因る土地の異動については、第十八條、第十九條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十條及び第三十二條乃至第三十四條の規定は、これを適用しない。

第三十七條の五 政府は、土地改良事業を施行した土地については、土地改良事業施行者の申告により(土地改良事業施行者の

申告がないとき又は申告を不当と認めるときは、政府の調査による。以下同じ。)、第三十七條の六第一項但書に規定する土地を除き、第十七條の例に準じ、その仮賃貸価格を定める。

政府は、仮賃貸価格を定めたときは、土地改良事業を施行した地域(土地改良法第百十七條の規定により数区に分けられた場合には、その各々の区の地域とする。以下土地改良事業施行地域という。)について、当該地域内の土地の第三十七條の六第二項に規定する現賃貸価格の合計額(第三十七條の七第一項及び第三十七條の八第一項の規定により現賃貸価格の合計額に加算される額を含む)の仮賃貸価格の合計額に対する割合を定めて置かなければならない。

政府は、仮賃貸価格及び前項に規合する割合を定めたときはこれを土地改良事業施行者に通知しなければならない。

第三十七條の六 政府は、土地改良事業を施行した土地については、一筆ごとに地番を附し、その地目、地積及び賃貸価格を定める。但し、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十四條(同法第五十條において準用する場合を含む)の規定により所有權の取得があつた土地については、賃貸価格を定めな

い。

前項の賃貸価格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現

賃貸価格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮賃貸価格に按分して配賦し、これを定める。

第三十七條の七 國有地(土地改良法第五十條第一項の規定により譲與したものを除く)又は第二種地で土地改良事業の施行に因り第一種地となつたものについては、前條第二項の規定により賃貸価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地の従前の地

事完了当時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸価格を設定し、その額を同項に規定する現賃貸価格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の八 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があると

きは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸価格を設定し、その額を同項に規定する現賃貸価格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の九 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があると

きは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸価格を設定し、その額を同項に規定する現賃貸価格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の十 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があると

きは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸価格を設定し、その額を同項に規定する現賃貸価格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の十一 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があると

きは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸価格を設定し、その額を同項に規定する現賃貸価格の合計額に加算するものとする。

設定した貸賃価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の九 第三十七條の六第二項の規定により貸賃価格を配賦した土地については、土地改良事業の工事着手の年の翌年から起算して三十年間は、第十二條第一項又は第十五條の規定により貸賃価格を一般に定める場合において、これらの規定により定められるべき貸賃価格に相当する額に第三十七條の五第二項に規定する割合を乗じて得た額によつて当該土地の貸賃価格を定めるものとする。

第三十七條の六 第一項但書に規定する土地については、前項に規定する期間、貸賃価格は、これを定めぬ。

この法律において前二項に規定する土地が前二項に規定する利益を有する期間を土地改良年期という。

第三十七條の十 土地改良年期中の土地が第二種地となつたとき又は当該土地につき地目変換があつたときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該土地の土地改良年期は、終了する。

第三十七條の十一 土地改良年期が終了したときは、政府は、その終了した年の翌年において、第十七條の例に準じ、当該土地の貸賃価格を修正し又は設定する。

第三十七條の十二 第三十七條の五第二項に規定する割合につき異議のある土地改良事業施行者

は、同條第三項の規定による通知を受けた日から一箇月以内、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第三十六條及び第三十七條の規定は、前項の審査の請求についてこれを準用する。この場合において、第三十六條第一項中「前條及び第三十七條第二項中「第三十五條」とあるのは、それぞれ「第三十七條の十二第一項」と読み替へるものとする。

（臨時宅地貸賃価格修正法の一部改正）

第二十二條 臨時宅地貸賃価格修正法（昭和二十四年法律第...号）の一部を次のように改正する。

「耕地整理法」を「旧耕地整理法」に改める。

（農地開発法の効力の制限）

第二十三條 農地開発法（昭和十六年法律第六十五号）は、昭和二十五年十二月三十一日又は閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が農地開發營團につき特殊清算終了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

2 農地開發營團は、閉鎖機關令第三條第一項に規定する指定業務及び同令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

3 この法律施行後は、農地開發法に基き新たに農地開發營團を設立してはならない。

附則

この法律は、土地改良施行の日から施行する。

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「及び經濟安定本部総務長官」を削る。

第十六條中「經濟安定本部総務長官」を「主務大臣」に、「主務大臣」を「經濟安定本部総務長官」に改め、同條第二項後段を削る。

第十七條中「經濟安定本部総務長官」を「主務大臣」に、「主務大臣」を「經濟安定本部総務長官」に、同條第一項中「前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を、毎四半期の初に当該四半期の事業計画」に改め、同條第二項後段を削る。

第十八條を次のように改める。

第十八條 肥料配給公團の事業年度、予算及び決算については、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）によらなければならない。

第十九條中「經濟安定本部総務長官」を「主務大臣」に、「主務大臣」を「經濟安定本部総務長官」に、同條第一項中「前條の各期毎に」を「事業年度毎に」に、「毎事業年度経過後二箇月以内に」を「翌年度の七月三十一日までに」に改め、同條第二項後段及び第四項を削る。

第二十條第一項を次のように改める。

肥料配給公團に関する基本政策の決定の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとす

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十二條第二項中「經濟安定本部総務長官」を「主務大臣」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月三十日から施行する。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の強化拡充に関する請願（第九百六十五号）

一、農業災害補償法の強化拡充に関する請願（第九百九十三号）

一、新炭質土制糞等に関する請願（第九百九十五号）

一、國有林拂下げ促進に関する請願（第九百九十四号）

一、農業共済團體事務費國庫補助増額に関する陳情（第三百七十四号）

一、農業災害補償法の強化拡充に関する陳情（第十五通）（第三百九十号）

第九百六十五号 昭和二十四年四月二十八日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する請願

請願者 島根縣松江市殿町一〇

〇島根縣農業共済保險組合長理事 野津乙三郎

紹介議員 宇都宮登君

農業災害補償法は公布以來既に一年有余を経たが、その内容には多くの改善を必要とし、充分にその機能を發揮してないから、農業經營の安定と食糧増産の見地より本制度を一層拡充強化して農業災害に對処せしめるため、

（一）農家負担の軽減、（二）共済目的及び共済事故の拡充、（三）標準被害率の引下げ、（四）家畜共済の強化、（五）農業災害金融機關の確立、（六）災害の予防防止の強化等の基本的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第九百九十三号 昭和二十四年四月三十日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区南堀町六

ノ一愛知縣農業共済保險組合名古屋支部内

坪井研精

紹介議員 栗山良夫君

この請願の趣旨は、第九百六十五号と同じである。

第九百九十五号 昭和二十四年四月三十日受理

薪炭質土制糞等に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西三

ノ一全國薪炭生産者組合連合会内 櫻田茂美

紹介議員 橋本萬石衛門君

薪炭はわが國燃料資源の大宗として、國民生活上重要な物資であるが、他の燃料との関連性及び生産の原始性並びに生産者の経済的、社会的地位の低劣等のため、制限されており、殊に最近

は電氣、ガス事情の好轉と配給の不円滑によつて、その傾向が増大され、ひ

いては薪炭の生産に重大な支障を與えるから、薪炭の生産を増強するため、(一)政府買上制の継続並びに代金の即時支拂、(二)原木確保対策の樹立、(三)規格及び價格の引上げ、(四)リンク物資及び加配米の配給改善、(五)生産及び生活資金の融資、(六)木炭倉庫の増設、(七)検査料の撤廃並びに課税の適正化等の措置を採りたいとの請願。

第千二十四号 昭和二十四年五月六日受理

國有林拂下げ促進に関する請願

請願者 岩手縣紫波郡水分村長

鷹木右エ門外七名

紹介議員 川村松助君

岩手縣紫波郡及び岩手郡一帯の林野は、明治初年地租改正の際行われた官民有の区分以來國有林として存置され、林野生産物の一部拂下げによつて關係村民は漸く生計を営んでいる現状であり、村民の生活並びに産業用資材の重要な供給源であるから、今後の單作農家に必要な多角經營による農山村の繁榮のため、國有林を關係村の共有として拂下げられたいとの請願。

第三百七十四号 昭和二十四年五月二日受理

農業共済團體事務費國庫補助増額に関する陳情

陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄

農業災害補償法に基いて設立された農業共済團體の拡充強化に伴い、今後の積極的活動が期待されるが、この團體運営の経費も市町村農業組合においては、年額十数万円を要するにもかかわらず、國庫交付金は昭和二十三年度において一組平均二万六千九百円にすぎ

ず、他は農家の負担によらなければならぬが、現下の農家經濟事情は多額の負担に堪え得ない実情にあるから、組合事務費に対する國庫交付金を増額されたいとの陳情。

第三百九十号 昭和二十四年五月二日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する陳情(十五通)

陳情者 愛知縣津島市大字津島

町愛知縣農業共済保險

組合海部支部内 戸谷

靜雄外二百四十七名

農業災害補償法は公布以來既に一年有余を経たが、その内容には多くの改善を必要とし、充分その機能を發揮してゐないから、農業經營の安定と食糧増産の見地より本制度を一層拡充強化して農業災害に対処せしめるため、(一)農家負担の軽減、(二)共済目的及共済事故の拡充、(三)標準被害率の引下げ、(四)家畜共済の強化、(五)農業災害金融機關の確立、(六)災害の予防防止の強化等の基本的措置をすみやかに講ぜられたいとの陳情。